

申請手数料及び納付方法の新設について [令和7年4月1日から]

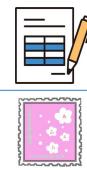
概要

- ①eMLITから業免許（新規・更新）の申請を行った場合、申請手数料が26,500円となる。
- ②高知県電子申請サービスによる電子納付（クレジットカード決済）を導入する。

従来 高知県収入証紙33,000円分を第五面に貼付し、各不動産団体を経由して提出

紙申請/収入証紙
(33,000円)

申請業者



宅建協会
全日



県

令和7年4月1日から

パターン① 繼続
紙申請/収入証紙
(33,000円)

高知県収入証紙33,000円分を第五面に貼付し、各不動産団体を経由して提出

申請業者



宅建協会
全日



県

パターン② 新規
紙申請/電子納付
(33,000円)

高知県電子申請サービスから33,000円を電子納付し、第五面に「高知県電子申請サービスにより○○納付」と記入し、各不動産団体を経由して提出

申請業者



宅建協会
全日



県

パターン③ 新規
eMLIT/収入証紙
(26,500円)

高知県収入証紙26,500円分を第五面に貼付し、「申請者の商号または名称及び氏名（法人の場合は代表者氏名）」を記入し、各不動産団体を経由して提出

申請業者



県



宅建協会
全日



パターン④ 新規
eMLIT/電子納付
(26,500円)

高知県電子申請サービスから26,500円を電子納付

申請業者



県